

改正

平成20年 9 月29日条例第38号

平成24年 3 月23日条例第 4 号

鶴岡市交通災害共済条例

(目的)

第 1 条 この条例は、交通事故により災害を受けた者を救済するため鶴岡市交通災害共済制度（以下「共済」という。）を設け、もって市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「交通事故」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路における同項第 8 号に規定する車両及び同項第11号の 3 に規定する身体障害者用の車いすの日本国内の交通による人身事故をいう。

(加入資格)

第 3 条 共済に加入することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に住民登録をしている者
- (2) 前号に掲げる者と生計を一にする者で、就学、就労等のため市外に住所を有するもの

(共済期間)

第 4 条 共済期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月31日までの 1 年間とする。

- 2 4 月 1 日以後に加入の申込みをした者の共済期間は、申込みの日の翌日からその日以後初めて到来する 3 月31日までの間とする。

(加入の手続)

第 5 条 共済に加入しようとする者は、次条に定める共済の加入金を添えて、市長に加入の申込みをしなければならない。

(加入金)

第 6 条 共済の加入金（以下「加入金」という。）は、共済期間ごとに 1 人につき360円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の加入金の額は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者 無料
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年

法律第30号)の規定により支援給付を受けている者 無料

(3) 前2号の者を除き、就学前の児童及び小学校又は中学校に就学する児童又は生徒（これらに準ずる者を含む。以下同じ。） 300円

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(共済見舞金)

第7条 共済に加入した者（以下「加入者」という。）が、交通事故により死亡し、又は身体に傷害を受けた場合は、加入者又はその遺族に対し別表に定める共済見舞金を支給する。

2 前項に規定する身体に傷害を受けた者のうち、傷害を受けた日から1年以内に死亡したものについては、別表中1等級を適用する。この場合において、当該交通事故に対し共済見舞金が支給されているときは、その差額を支給する。

3 共済見舞金は、死亡した場合を除き、交通事故による傷害を受けた都度、加入者の請求により支給する。ただし、その後の経過により当該支給に係る交通事故のあった日から1年以内に別表に定める傷害の程度に変更を生じたときは、当該支給すべき共済見舞金の額と既に支給した共済見舞金の額との差額を、加入者に対し支給する。

4 共済見舞金の請求期間は、交通事故により傷害を受けた日から18箇月以内とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

(資格喪失者に対する支給)

第8条 加入者が第3条に規定する資格を喪失した場合においても、共済期間中に受けた傷害については、前条第1項の加入者とみなす。ただし、第6条第3項ただし書の規定により加入金の還付を受けた者は、この限りでない。

(支給の制限)

第9条 交通事故により死亡し、又は傷害を受けた加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、共済見舞金を支給しない。

(1) 無免許及び無資格運転により事故を起こしたとき（事情を知り同乗した者を含む。）。

(2) 故意に事故を起こしたとき。

(3) 無断で他人の車両を運転し、事故を起こしたとき（事情を知り同乗した者を含む。）。

(4) 酒気帯び運転により事故を起こしたとき（事情を知り同乗した者を含む。）。

(5) ひき逃げ（死傷事故を起こして、救護等の措置をしなかったとき。）又はあて逃げ（物損事故を起こして、危険防止等の措置をしなかったとき。）をしたとき。

(6) 事故が天災地変の原因により起きたとき。

2 市長が特に不相当と認めるときは、共済見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

(共済見舞金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正な手段により共済見舞金の支給を受けた者に対しては、その支給を取り消し、共済見舞金の全部又は一部を返還させる。

(審査委員会の設置)

第11条 共済見舞金に関する重要な事項を審査するため、鶴岡市交通災害共済審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第12条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の役職員

(3) 医師又は歯科医師

(4) 市の職員

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第14条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己又はその親族に直接の利害関係を有する事件の議事に参与することができない。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市交通災害共済条例（昭和43年鶴岡市条例第35号。以下「旧条例」という。）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行前に旧条例の規定による加入者が平成18年3月31日までの間に被った交通事故に対する共済見舞金の額については、なお旧条例の例による。

(任期の特例)

4 この条例の施行の日以後、最初に第12条第2項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成18年3月31日までとする。

附 則（平成20年9月29日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第4号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第7条関係）

共済見舞金額表

等級	傷害の程度	共済見舞金
1 等級	死亡	800,000円
2 等級	自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表の第1 級から第4 級までに掲げる後遺障害を受けた場合	500,000円
3 等級	治療期間が240日以上で入院日数が90日以上の場合	360,000円

4等級	治療期間が180日以上で入院日数が60日以上の場合	280,000円
5等級	治療期間が180日以上で入院日数が30日以上の場合	200,000円
6等級	治療期間が180日以上で治療実日数が60日以上の場合	120,000円
7等級	治療期間が150日以上で治療実日数が50日以上の場合	100,000円
8等級	治療期間が120日以上で治療実日数が40日以上の場合	80,000円
9等級	治療期間が90日以上で治療実日数が30日以上の場合	60,000円
10等級	治療期間が60日以上で治療実日数が15日以上の場合	40,000円
11等級	治療期間が30日以上で治療実日数が6日以上の場合	30,000円
12等級	治療期間が15日以上で治療実日数が3日以上の場合	20,000円
13等級	治療期間が15日未満又は治療実日数が3日未満の場合	10,000円

備考 治療期間は、交通事故により身体に傷害を受けた日から1年を経過する日までを限度とする。